

再チャレンジプログラム 第2回（令和2年度 憲法）

弁護士 春田 尚純

第1 R2 憲法の特徴

答案の型としては、スタンダードなものである。

そのため、以下の「型」を意識しつつ、問題文を読んで、「この事実は（1）の自説論証だな」、「この事実は（3）の反論要素だな」などと、どこで使う事実なのかを意識しながら読むと効果的。
→型をしっかりと守って書くこと！

(1) ①保護範囲

ア ○○の自由は、●条で保障される。

イ 本問では、Xは～をしようとしている。この～の自由も●条で保障される

(2) ②制約性

個別条文を引いて、課題の条文の構造に対する理解を示す。

(3) ③違憲審査基準（規範定立）

権利の重要性＋規制態様から規範を定立する。※22条のときは消極・積極目的も。

(4) ④目的

法令の目的を確定→目的を達成しなければ、どんな危険が生じるのか？

（例）必要不可欠＝守りたい利益が重大で、かつ具体的なもの

重要＝天秤にかけてどちらが重いかを検討

※正当＝守りたい利益単体でまともかどうか

(5) ⑤手段

④目的を達成するために役立つか（合理的関連性）、かつ過剰ではないか（実質的関連性）。

第2 ポイント

1 型を守れている前提だが、最も重要なポイントは2つ。

① 目的をどう考えるか

② 論点ごとの「自説→反論→再反論」を展開できているか

ここで悩みを見せられたら、合格点は来る。

2 目的が違憲にはあまりならないので、実質的な勝負所は手段審査であろう。

（参考）本件は限られた時間の中でたくさんの事実関係を処理しないといけないので溺れそうになるが、そのようなときに意外と役立つのは、「（頭の中で）友達に解説してみる」ということ。

例えば、本件だと、「生活路線が赤字ってそもそも人口少ないからでしょ？それに、新規参入しても、誰も田舎の赤字路線なんかやらないでしょ。この規制かけても意味ないよね」などと本質を崩すことなく、簡単に説明すると思う。ここが固まれば、もう少し格好よく書けば答案になる。行き詰ったらこれを試してほしい。

※私も本番の時、頭の中に尊敬する先生を登場させて、かみ砕いて説明を試みたものを答案に書いた記憶があります。

以上

再チャレンジプログラム 第3回（令和2年度 行政法）

弁護士 春田 尚純

第1 R2 行政法の特徴

個別法の解釈が難しく、時間が足りない可能性がある。だからこそ、①問題に答える姿勢をもって、②誘導に乗り、③分かりやすく、④配点を意識した答案作成ができたかどうかが合否の分かれ目。

本件では、誘導に従って答案構成をすれば、ある程度答案の型が決まる。

〔設問1（1）〕（配点45%）

・設問①：本件計画の変更の処分性

（誘導）本件計画の法的性格 ⇒ 計画変更の処分性

↑ 本件計画の決定が農地所有者に及ぼす影響、判例、計画としての性質・規制の程度

（法的効果？）

（一般性？）

（一般性への反論？）

+ 救済の必要性も考慮

・設問②：その申出の拒絶の処分性

（誘導）本件運用指針を考慮、申出の性格 + 救済の必要性も考慮

（指針から法的効果を導く？）

<答案構成>

1 本件計画の変更処分性

(1) 処分の定義

(2) あてはめ

ア. 公権力性

イ. 前提として、本件計画の決定の法的効果

・条文→本件計画の決定が農地所有者に影響⇒法的効果あり

・他方、判例あり（一般的）

・再反論：計画としての性質・規制の程度→判例と違い、射程が及ばない

⇒本件計画の変更は、この義務を消滅させるものなので、法的効果あり

ウ. 救済の必要性もある（今解決した方がいい！）

エ. 処分性あり

2 申請の拒否

(1) 公権力性

(2) 法的効果（申請権？）

(3) 救済の必要性

(4) 処分性あり

※設問1（2）で「処分であることを前提として」と書いてあるので、設問1（1）は処分性ありの結論にしてください（そうしないと答案の中で前後矛盾が起きる可能性がある）

〔設問 1 (2) 〕 (配点 30%)

設問：抗告訴訟の選択、訴訟要件、本案主張

(誘導) ・ 1 年程度を要する (本案?)

・ 置かれている状況や対応の法的意味 (抗告訴訟の理由?)

＜答案構成＞

- 1 抗告訴訟の選択 + その理由
- 2 訴訟要件
 - ① 処分性
 - ② 原告適格 (3 条 5 項、37 条。「法令に基づく申請」)
⇒法令に明文なき内規・要綱等に基づく申請の「法令に基づく申請」該当性
 - ③ 訴えの利益 (応答してない)
 - ④ 被告
 - ⑤ 管轄
- 3 本案要件
「相当の期間内」に処分・裁決をしないこと

〔設問 2〕 (配点 25%)

設問：本案の主張

(誘導)

- ・ 法 13 条 2 項 5 号を充足する
- ・ 8 年という期間設定の例外 ← 趣旨を踏まえて

※裁量論は記載されていない。

第 2 ポイント

- 1 何度も言うが、行政法は、①問題に答える姿勢をもって、②誘導に乗り、③分かりやすく、④配点を意識した答案作成をできる人が合格点を取る。特に②誘導に乗れないなら点数はつかない。
- 2 また、「個別法が読めない」という相談を何度も受けるが、1 つ 1 つ丁寧にどうつながっているのかを読み解けるかどうか問われているので、どういう関係になっているのか、その訓練を地道に毎回毎回行うべきである。ここは毎回 1 つ 1 つ何度も読み解いていく訓練を地道にするしかない。
- 3 結果論であるが、1 (1) が最も難しく、それ以降は比較的簡単。ただ、行政法では、後半に点取り問題を持ってくる傾向があるので、後半でうまく点を取って、1 (1) でそこそこ誘導に乗ればおのずと合格点はとれるはず。

以上